

新型コロナウイルス関連情報（11月13日）

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（NY州）クオモ知事のメッセージ（11月9日～11月13日）

- ・ 11月13日、前日時点での陽性率が2.65%（5401件/20万3721件）、入院者総数が1737人、死者数が24人であったことを発表。
- ・ 11月11日、本13日（金）から午後10時から午前5時までの間のレストランを閉鎖などの新たな措置を講じることを発表（11日付領事メールにて詳細を記載しています）。
- NY州 HP : <https://forward.ny.gov/reopening-what-you-need-know>

（NY州）クラスター情報の更新（11月9日～11月13日）

- ・ 11月9日～11月13日までのクラスターの追加・解除・変更は以下のとおりです。
- ゾーンの変更

Steuben County : イエローゾーンの解除

Port Chester : オレンジゾーンの追加

Staten Island : イエローゾーンの追加

Tioga County : イエローゾーンの追加

Rockland County : オレンジゾーンからイエローゾーンへの変更

- ・ クラスターの説明 : NY州は、感染状況を踏まえてクラスターを特定した上で、クラスター内の感染率等に応じてレッドゾーン、オレンジゾーン、イエローゾーンを指定しています。ゾーンに指定されたエリアではレストランの閉鎖、ビジネスの閉鎖、学校の閉鎖等の規制が設けられています。
- ・ 各ゾーンの位置、規制内容等については、以下のウェブサイトでご確認になれますのでご利用ください。
- ゾーンの位置 : <https://forward.ny.gov/>
- ゾーンの規制内容 : <https://forward.ny.gov/cluster-action-initiative>
- 住所がゾーンに含まれているかの確認 : <https://covidhotspotlookup.health.ny.gov/#/home>

（NY市）デブラシオ市長のメッセージ（11月9日～11月13日）

- ・ 11月13日、7日間平均の感染率が2.83%となり、学校閉鎖の基準である3%に近づいていることを踏まえて、11月16日（月）から学校を閉鎖するかについて週末に判断を下す見込みを発表。

<https://www1.nyc.gov/office-of-the-mayor/news/779-20/transcript-mayor-de-blasio-appears-live->

[the-brian-lehrer-show](#)

(NJ州) マーフィー知事のメッセージ (11月9日~11月13日)

・ 11月13日発表の1日の新規感染者数は3399人。マスクの着用、手洗い等の感染予防策の徹底を呼びかけ。

・ 11月12日、各郡や市町村が必要不可欠でないビジネスの午後8時以降の営業に関し、独自の制限を課すことを認める行政命令を発表。

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20201112b.shtml>

・ 11月12日、メイン州、ロードアイランド州、ニューハンプシャー州、バーモント州、コネチカット州及びマサチューセッツ州と合同で、感染拡大を踏まえ、公立及び私立校における学生のホッケーの試合の停止を発表。明11月14日(土)から最短でも12月31日まで適用される。ただし、大学やプロスポーツについては適用除外とする。

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20201112a.shtml>

・ 11月10日、感染が拡大する他州から州内へ移動する者に対して14日間の隔離を求める勧告(Travel advisory)について、対象州にメイン及びニューハンプシャー各州が追加された。同日現在の対象州は以下のとおり。

対象州(45の州と地域) : アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、フロリダ、ジョージア、グアム、アイオワ、アイダホ、インディアナ、イリノイ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ミシシッピ、モンタナ、ノースカロライナ、ノースダコタ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ニューメキシコ、ネバダ、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、プエルトリコ、ロードアイランド、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、テキサス、ユタ、バージニア、ウィスコンシン、ウェストバージニア、ワシントン、ワイオミング各州
※近隣州であるコネチカット、ペンシルベニア及びデラウェア各州は対象州となる基準を超えるも除外。

- NJ州 HP : <https://covid19.nj.gov/faqs/announcements/all-announcements/updated-quarantine-advisory-issued-for-individuals-traveling-to-new-jersey-bringing-new-total-to-45-states-and-territories>

(NJ州ニューアーク市) バラカ市長のメッセージ (11月10日)

・ 11月10日、バラカ・ニューアーク市長は市内での感染拡大に伴い、追加的な規制を発表。10月27日発効の行政命令における規制(必要不可欠なビジネスの営業は午後8時まで。レストランでの屋内飲食は午後8時、屋外飲食は午後11時まで等。)は引き続き適用される。12月1日以降については、感染状況に鑑み再度内容が見直される予定。

・ 今般新たに追加された規制の概要は以下のとおり。

- 屋内外での集まりは10人まで。

- 建物内に入る際は必ず検温を実施し、100.4F 以上の場合は入室不可。
 - ・また、以下の規制は、3つの zip code 地区（07104、07105、07107）のみに適用。
 - 平日は21時以降、休日は22時以降、通勤や緊急の場合を除いて、夜間の外出は禁止。
- 詳細は以下市政府の HP もご参照ください。

<https://www.newarknj.gov/news/newark-enacts-additional-measures-going-into-effect-immediately-to-stem-spread-of-covid-19>

（PA州）ウォルフ知事のメッセージ（11月9日～11月13日）

- ・11月9日、新規感染者数が4月上旬の第一波のピーク時を大きく超えて感染が急速に拡大しており、減少の兆しが見えないとし、マスクの着用、手洗いやソーシャル・ディスタンスの実施、集まりへの参加を控える等の感染防止策を今一度徹底すること及び州政府や地元自治体から接触者追跡（contact tracing）に関する連絡があった場合には積極的に応じてほしい旨を呼びかけ。
- ・11月13日、感染が拡大する他州から州内へ移動する者に対して14日間の自主隔離を求める勧告（Travel Recommendations）について、対象にバージニア州が追加された（対象から削除された州は無し）。同日現在の対象州は以下のとおり。
- 対象州（35州）：アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、コロラド、コネチカット、フロリダ、ジョージア、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ケンタッキー、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ネバダ、ニューメキシコ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オクラホマ、ロードアイランド、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、テキサス、ユタ、バージニア、ウィスコンシン、ワイオミング各州
- デラウェア、メリーランド、ニュージャージー、オハイオ、ウェストバージニア各州も本勧告の対象となる要件を満たしているものの、各州がペンシルベニア州に隣接していることや州間の交通手段等を考慮した結果、自主隔離を行うことは現実的でない判断されている。ただし、各州とペンシルベニア州との間の必要不可欠でない移動をできる限り避けるように呼びかけられている。

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Travelers.aspx>

（DE州）カーニー知事のメッセージ（11月9日～11月13日）

- ・11月10日、州内の感染が拡大していることを受け、感染予防策の徹底及び接触者追跡アプリ（COVID Alert DE）のダウンロードの推進を呼びかけ。
- ・11月9日、州内のウイルス検査場のリストを更新。詳細は以下の州政府サイトをご確認ください。

<https://news.delaware.gov/2020/11/09/governor-carney-dph-dema-announce-community-covid-19-testing-sites-3/>

(WV州) ジャスティス知事のメッセージ (11月9日~11月13日)

・11月13日、州内において感染が拡大していることを受け、マスク等の着用義務を強化することを発表。9歳以上であれば、屋内外を問わず公共スペースでのマスク等の常時着用が義務となる。以前は、ソーシャル・ディスタンスがとられている場合にはマスク等の着用義務が免除されていた。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2020/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-broadens-statewide-indoor-face-covering-requirement%3b-announces-adjustments-to-school-calendar.aspx>

・11月11日、ホリデーシーズンを健康に迎えるためのガイダンスを発表。

- ガイダンス : <https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Documents/COVID-19%20Guidance%20Document%20Holiday%20Celebrations%20and%20Holiday%20Travel.pdf>

(PR準州) バスケス知事のメッセージ (11月9日~11月13日)

・新規感染者数の増加を受け、午後10時から午前5時までの外出禁止、レストラン、ショッピングモール、小売店等の収容人数を定員の最大30%までとすること等を定める行政命令を発出(11月16日(月)より有効)。

<https://www.fortaleza.pr.gov/content/gobernadora-wanda-v-zquez-garced-informa-restricciones-en-la-nueva-orden-ejecutiva>

(米領バージン諸島) ブライアン知事のメッセージ (11月9日~11月13日)

・ソーシャルメディアにおいて、一部の島民を対象としたワクチンの治験が行われるとの投稿がみられるが、これは根拠のない主張であり、FDAの承認を受けてないワクチンを配布する予定は無いことを発表。島民には、CDCやその他政府機関から正確で信頼できる情報を入手するよう呼びかけ。

<https://www.vi.gov/governor-bryan-addresses-false-rumors-regarding-usvi-and-covid-19-vaccine/>

・11月9日、一部制限付きでバーやナイトクラブの再開を認めることを発表。

<https://www.vi.gov/bars-nightclubs-allowed-to-reopen-today-with-restrictions/>

【感染者数等に関する情報】

11月13日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

・ ニューヨーク州 :	感染者数	551, 163名	死者数	26, 079名
・ ニューヨーク市 :	感染者数	278, 802名	死者数	16, 095名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker->

[Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n](#)

・ニュージャージー州：感染者数 270,383名 死者数 14,721名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

・ペンシルベニア州：感染者数 254,387名 死者数 9,224名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

・デラウェア州：感染者数 28,016名 死者数 734名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

・ウエストバージニア州：感染者数 31,639名 死者数 565名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

・コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 29,842名 死者数 1,454名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

・プエルトリコ：感染者数 76,535名 死者数 914名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

・バージン諸島：感染者数 1,410名 死者数 23名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いします。（電話：212-371-8222）

【ご来館にあたっての留意点】

◎当館では新型コロナウイルスの影響下においても、在留邦人の皆様に可能な限り安全に領事業務を継続的に御利用いただけるよう、ニューヨーク州及び市当局のガイドライン等を踏まえ、待合室内の過密化防止の観点から予約制をとっておりますのでご注意ください。

◎限られた人員での対応となりますので、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09:30 - 13:00 (ビザ申請受付: 12:00-13:00, ビザ交付: 9:30-12:00)

3 ご来館にあたり事前予約を必要とする手続

パスポートの申請、戸籍・国籍関係の届出、在留証明等の各種証明の申請、ビザの申請。

なお、(申請後の)パスポートの受け取り、ビザの受け取り、在留届のご提出、在外選挙人名簿への登録申請等につきましては予約の必要はありませんので上述の窓口時間に来館可能です。

4 予約方法・予約専用電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、予約は一元的かつリアルタイムに受け付ける必要があることから、予約専用電話のみにて対応させていただきます。

予約専用電話番号:

パスポート、証明、戸籍・国籍関係 (212) 371-8222 内線486

ビザ関係 (212) 371-8222 内線492

(注: 代表電話につながり次第、(日本語案内の1を押さずに)内線486又は492を押してください。)

予約受付時間: 月曜日-金曜日の09:30-16:00 (除、休館日)

5 予約受付時間

月曜日~金曜日の09:30-16:00 (除、休館日)

予約専用電話は、できるだけ多くのお電話に対応できるようにするため、各手続きの詳細についてのご案内はできかねますので、あらかじめご理解をお願いいたします。

現在、予約については限られた窓口業務時間内での対応となるため2週間先の予約まで埋まる傾向にあります。このため予約をされる際には余裕を持った申し込みをお願いいたします(予約は5週間分の予約を受け付けております)。お急ぎの事情がある場合には予約の際にご説明ください。

なお、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

6 補足

(1) 急を要しない案件(パスポートの有効期間が6か月以上残っている方の切替申請など)については、状況が落ち着いてからご来館をいただきますようお願いいたします。

(2) 窓口で使用する筆記具について、可能な限りご自身の筆記具(黒色ボールペン)をご持参いただきますようお願いいたします。

(3) ご来館の際にはマスク着用をお願いするとともに、ご来館時に当館ビル1階において検温を実施しております。万が一体調が悪い場合にはご来館をお控えください。

【医療関係情報】

・ CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・ 新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/)、18th Floor、New York、NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](tel:(212)371-8222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
